

(説明資料)

## 「学校評価」における学校の「自己評価・各種アンケート」と 「学校関係者評価」について

学校は、法令(※)により、①学校評価を必ず行って、②その結果の公開に努めること、  
③自己評価は必ず行うこと、④学校関係者評価の実施に努めること、⑤学校評価(自己評価、  
学校関係者評価)の結果は設置者(本町の場合は町教委)に報告することになっています。

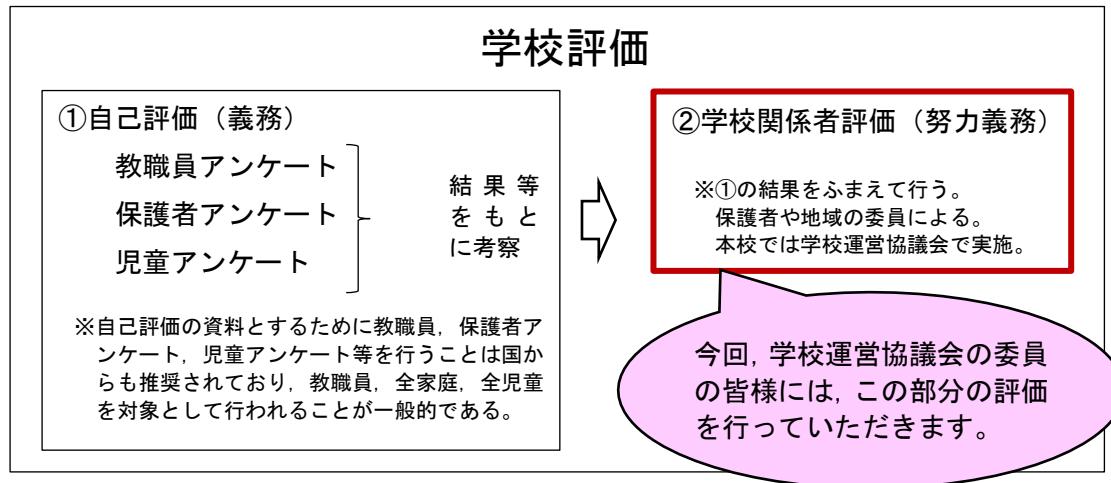
本校でも毎年、学校の自己評価と学校関係者評価によって、学校評価を行っています。

自己評価については、その資料となるよう、年2回(7月、12月)の教職員アンケートと、年1回の保護者アンケート・児童アンケート(12月)を行っています。

この内、保護者アンケートについて、本校では令和2年度より全家庭を対象として実施しています。加えて昨年度からは、さらに広く意見を収集し、より客観的なデータを得ることができるように、全児童を対象にアンケートを実施したところです。

また、学校関係者評価について、法令では、保護者、地域住民などにより構成された委員会等が、その学校の教育活動の観察や意見交換等を通じて、自己評価の結果について評価することが基本とされています。これを受け、例年本校の学校関係者評価は学校運営協議会で行われており、本年度も、今回の協議会において委員の皆様にお願いする次第です。

なお、学校の自己評価と学校関係者評価の結果は、自己評価の資料となった教職員及び保護者、児童の各アンケートの結果も添えて、町教委に報告するとともに、本年度末までに本校ホームページ等でも公開する予定です。



※「学校評価」の実施については、以下のような法令によって定められています。

学校教育法	第42条	学校評価の実施	(義務)
学校教育法	第43条	学校評価に関する情報の公開	(努力義務)
学校教育法施行規則	第66条	自己評価の実施・公表	(義務)
学校教育法施行規則	第67条	学校関係者評価の実施・公表	(努力義務)
学校教育法施行規則	第68条	学校評価結果の設置者への報告	(義務)

上記以外に、外部の専門家等による「第三者評価」もありますが、法令上、義務・努力義務の定めはありません。